

子育てしやすい 職場づくりに 取り組む企業を 応援します

事業者の皆様へ



子育てしやすい職場づくり奨励金

奨励金

10万円 [1制度導入] 上限 20万円

次のア・イの制度を令和2年4月1日以降に導入し、令和5年度内に一定の利用実績があること

ア 時間単位の有給休暇制度

(対象) 18才までの子どもがいる労働者
(実績) 対象者1名が合計8時間取得

イ 育児短時間勤務制度の育児対象拡大(小学6年生以下)
【代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ】
(対象) 3才以上 小学6年生以下の子どもがいる労働者
(実績) 対象者1名が合計20日間利用

※申請期限:支給要件を満たした翌日から6か月以内

※奨励金の用途に定めはありませんので、就業規則作成費用などにも活用していただくことができます。

主な要件

対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

対象事業所 常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等)

働きやすくて子育てもしやすい職場がうれしいね!



詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

島根県商工会連合会本所 TEL 0852-21-0651 | 島根県商工会連合会石見事務所 TEL 0855-22-3590

島根創生 SHIMANE AT FIFTY

出産後の 職場復帰に 取り組む企業を 応援します

出産後職場復帰奨励金

【令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合】

労働者30人未満の事業所、かつ初めて本奨励金を申請する事業所の場合

20万円/人

主な要件
・育児休業を3ヶ月以上取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと
・申請期限:支給要件を満たした翌日から6か月以内

左記以外の常勤労働者50人未満の事業所

10万円/人

【令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合】

育児休業17か月以上

40万円/人

育児休業3か月以上17か月未満

20万円/人

育児休業3か月未満または産休のみ

10万円/人

主な要件
・産前産後休業または育児休業を取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと
・申請期限:支給要件を満たした翌日から1年以内



隠岐國商工会つうしん 令和5年 冬号

隠岐國商工会本所 TEL(08514)2-0376 FAX(08514)2-0775
知夫支所 TEL(08514)8-2166 FAX(08514)8-2373

Mail okikunishoko@space.ocn.ne.jp

HP http://okinokuni.shoko-shimane.or.jp/



電子帳簿保存法の

令和6年1月1日から

全事業者が対象!

電子取引データの保存が義務化されます!

電子帳簿保存法とは...

所得税法・法人税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について、一定の要件を満たした上で電磁的記録(電子データ)による保存を可能とすること、及び、電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律のことです。



自社で会計システムやExcelなどを使用して作成した帳簿や書類をデータのまま保存すること



取引先から紙で受け取った書類をスキャナで取り込み、画像データを保存すること



PDFやメールなどで取引先へ送付または受け取った取引情報をデータで保存すること



仕訳帳
出納帳
貸借対照表 など

請求書(控)
領収書(控)
契約書(控) など

請求書
領収書
契約書 など

手書きの
貸借対照表 など

メール添付、ホームページ、EDIで授受した請求書、領収書、契約書 など

任意

任意

義務化

01 電子帳簿等保存



02 スキャナ保存



03 電子取引



※次のような方法で取引情報の授受を行った場合、電子取引となります。

ホームページ
インターネットのホームページから取引情報をダウンロード

クラウドサービス
クラウドサービスを利用して電子請求書などを授受

電子メール
電子メールにより請求書や領収書などのデータを授受

カード
クレジットカード、交通系ICカードの利用明細をクラウドサービスを利用して授受

DVDなどの記録媒体
DVDなどの記録媒体で請求書などのデータを授受

紙に印刷して保存することは認められません

EDIシステム
EDIシステムを利用して取引情報を授受

ペーパーレスFAX
ペーパーレスFAXを利用して請求書などのPDFを受領

紙に印刷して保存することは認められません

電子取引とは...

取引情報(注文書や契約書、請求書などに通常記載される取引年月日、金額、取引先など)の授受をデータでやり取りして行う取引のことです。請求書や領収書を紙ではなくデータで送ったり受け取りをした場合に電子取引に該当します。ネット通販であっても、紙で取引情報を受け取った場合には対象となりません。

check 印刷してもいいですが、データは保存しておきましょう。

例えば... インターネットで購入した品物の請求書や領収書が紙で来ない場合、メールに添付されていればそのデータを、注文履歴等から請求書や領収書が発行できればそれをデータで保存する必要があります。

電子帳簿保存法に違反した場合(悪質と判断された場合)には罰則があります。

・青色申告の承認の取消し
・重加算税の加重措置

年末調整業務についてのお知らせ

源泉所得税納期特例事業主さまは、令和5年7月～12月までの賃金支払分源泉所得税の納付が**令和6年1月22日(月)**までになっています。12月分賃金支払後随時受け付けますので、税務署から送られてきた封筒に入っている**源泉徴収簿等**に記入の上、従業員の**控除証明書**(生命保険、地震保険、個人年金、国民(厚生)年金、小規模企業共済など)、**納付書**を一緒に商工会までお持ちください。

(源泉徴収簿のファイルも一緒にお持ちください。)

年末調整関係諸用紙の送付は一律1枚です。

- 扶養控除等申告書
- 保険料控除申告書
- 配偶者控除等申告書
- 源泉徴収簿

足りない場合は国税庁のHPからダウンロードするか、コピーしてご使用ください。

国民健康保険の保険料を控除している従業員さんがいる方は、役場から保険料の証明書をもらって来るようにお伝えください。



年内の受付は**12月27日(水)まで**です。 ※令和6年1月1日から源泉徴収業務は有料になります。

令和5年度

商工会会費後期分・青色申告会費

口座引落としのお願い!

口座引き落としにされている事業所様は、商工会費後期分は**令和5年12月20日(水)**に、青色申告会費は**令和6年2月1日(木)**に引落としになります。口座引き落とし以外の方で全納済以外の事業所様は振込か商工会窓口までご持参下さい。連絡頂ければ集金にお伺いいたしますのでよろしくお願いいたします。

インボイス・電子帳簿保存法 研修会

11月17日(金)に松江税務署の審理専門官 為石隆志氏による研修会を開催しました。10月からインボイスが始まり、来年から電子取引データの保存が義務化されることもあり、たくさんの会員さんに参加していただきました。



女性部・青年部 活動報告

毎年恒例! 隠岐神社 つつじの剪定作業

10月12日(木) 女性部員8名と事務局から2名、今年は青年部員2名にも快く協力していただき剪定作業を行いました。年々成長しすぎたつつじや竹やぶに苦戦しながら、少ない部員で限界を感じつつ頑張ってきました。参加いただいた部員のみならず、ありがとうございました。



おもてなし交流事業 in 隠岐の島町

11月5日(日)に隠岐の島町商工会女性部の部員さんと交流をしながら、隠岐の島町をガイド付きのバスで巡る観光に出かけました。参加人数は6名と少なかったのですが8か所の観光地に行き、お昼は爆弾おにぎりや打ち立ての隠岐そばの定食を美味しくいただきました。部員で旅行をするのは令和元年の島根県で行われた全国大会以降3年ぶりとなりました。まだまだ感染症の流行はありますが普段の仕事から離れ、リフレッシュできた1日でした。



記帳機械化をご利用の事業所様にお願い!

今年も残りわずかとなりました。日計表の記入、提出は順調にしていますでしょうか? お忙しいとは思いますが、日計表がたまっている事業所様は決算が遅くなりますので**至急提出**をお願い致します。自分でパソコン入力されている事業所様も**1月中旬には入力を完了**して下さい。

売上、仕入、経費に軽減税率対象品目がある場合は必ず**区分仕訳**をして下さい。(8%、10%の記入)
今年度、消費税を支払う課税事業者の方で本則課税の方は10月以降の支払いはインボイスの関係で日計表の記入の仕方が変わっていますのでお気を付けください。

***12月までの日計表は必ず1月末までに提出をお願いします。**

手数料改正により2月1日以降に提出された日計表はすべて延滞料の対象となりますのでご了承ください。(1ヶ月1,100円)



日本政策金融公庫より感謝状をいただきました



商工貯蓄共済

商工会の共済は、掛金がお手頃!

1口2,000円から始められる
10年または5年満期の**死亡保障付き貯蓄型共済!**

加入資格...商工会の会員限定

- 会員とその家族、従業員**が加入できます。
- 共済期間 10年満期(6歳から65歳まで) 5年満期(60歳から70歳まで)
- 被共済者1人あたり30口まで加入OK!
※15歳未満は10口まで
- 初回加入時は、健康状態の告知が必要です。
- 満期時、健康状態の告知が不要**で継続加入が可能のため、病気療養中の方でも更新できます。※年齢、条件等でできない場合もあります。

月額掛金...1口2,000円

- 掛金は、年齢・職業・性別に関わらず同一。
- 掛金納入は、金融機関口座より引落し。
- 死亡保障の保険料は、掛金内に含まれており**団体割引・年払いで割安**となっています。
- 経費(手数料)として、年額1口あたり1,200円が掛金より差し引かれます。

満期金...掛金の積立&利息・配当金を満期金としてお受取り

- 掛金の大部分が積立となり、掛け捨てではありません。
- 急な資金が必要になった場合、解約することなく積立分の一部をご利用できます。
- 令和4年配当率は20.44%!**

死亡共済金...被共済者がお亡くなりの場合にお支払い

- 万が一の時、割安な保険料で保障を提供!
- お支払いの際は、共済金にあわせて積立金もお支払いします。(引受保険会社 ジブラルタ生命保険株式会社)

高度障害給付金...高度障害状態になった場合にお支払い

- リビング・ニーズ特約**もついています。

知らないうちに貯まります!

例 30歳男性、5口加入の場合
【掛金】月額10,000円(年間120,000円)
【保険料】8,820円/年
【手数料】6,000円/年
※保険料は、10年間加入時の金額のまま!

共済期間10年の貯蓄・保障内容
貯蓄積立金 **1,051,800円+利息・配当金**
死亡した時、**死亡共済金 500万円**
高度障害状態になった時、**高度障害給付金 500万円**

その他、各種共済を取り扱っております。
お問合せは商工会まで...
☎ 08514-2-0376

福祉共済

あなたも家族もまるごと守る! 頼れる補償! 掛金は2,000円から

- ① 申込から請求まで、すべての手続きが商工会で**簡単**にできます!
- ② ニーズに合わせて加入プランを選べます!(けがの補償、病気の補償、がん補償、生命保障)
- ③ 年齢・性別やご職業によって掛金が変わりません!(けがの補償)
- ④ けがの補償に**“相手方との示談交渉サービス”**付きの個人賠償責任保険が自動付帯!

ジョイメイトしまねが社員の皆様の福利厚生をサポートします!

●会費: 一人月額1,000円(年間12,000円)

ジョイメイトしまねに加入すると以下のサポートが受けられます。

- ニュース掲載ツアー 1,000円~10,000円割引
- 永年勤続 5,000円~10,000円給付
- 健康診断 6,000円補助
- 忘新年会 2,000円補助
- 割引指定店5%以上割引
- ツアー2,000円割引
- 隠岐汽船 3,000円割引
- お食事割引券 1,000円プレゼント
- 熟年夫婦旅行 10,000円補助
- インフルエンザ予防接種 600円補助
- 祝い金・見舞金等給付
- 各種チケット購入補助

国の教育ローン

夢も、希望も、学びの先にある。

日本政策金融公庫は、子どもたちの未来を共に考え、共に支えていきます。

- 長期返済 固定金利
- 1年中いつでも申込可能
- さまざまな学校 幅広い用途に対応
- ネットで申込完了